

2019/11/08

株式会社ケイセイ・フーズ  
代表取締役 福田紳一 殿  
ネクセリア東日本株式会社  
代表取締役社長 村山 和夫 殿

ケイセイ・フーズ労働組合  
執行委員長 加藤正樹

## 抗議申入れ

### 前略

株式会社ケイセイ・フーズは、昨日 11 月 6 日に、当組合の執行委員長である加藤さんに対し、業務命令書（自宅待機命令等）を渡しました。

しかし、下記の通り、この業務命令には合理性がなく業務命令権の濫用です。これは、公益通報を行った加藤に対する不利益取り扱いであるのはもちろん、組合員であることや正当な組合活動をしたことに対する不利益取り扱いであり、且つ労働組合の運営に対する支配介入行為であります。私たちはこうした公益通報保護法違反や不当労働行為（労働組合法第 7 条 1 号・3 号違反）に対して強く抗議し、命令の撤回を要求します。

草々

### 記

#### 第 1 の 1 について

この業務命令は、必要性・合理性がなく、業務命令権の濫用です。

ただし、不当な業務命令とはいえ、命令に従わないことを理由とした更なる懲戒を避けるため、ひとまず従います。

なお、突然、業務から離れると業務への影響が出るため、最終調整をさせてください。このことについては、福田社長から承認を得ているという認識でおりますが、一切不要というのであれば、私物の搬出だけさせてください。

#### 第 2 の 1 について

① 恫喝するパワハラ行為はしていません。

② 加藤さんのところに振込金額が来た段階で、すでに間違いが発生しておりましたが、翌日には修正額の振込みを完了しております。その一方、経営陣は取引先への支払いの約束を破り、滞納を続けていたことは事実です。加藤さんらの軽微な不備について懲戒しようとする姿勢はおかしいです。

③加藤さんは公益通報としての内部告発をしていますが、違法な情報漏洩はしたことはありません。

④勤務時間を遵守しなかったという指摘は当たりません。加藤さんは管理監督者であり、従前から労働時間や業務遂行について裁量を与えられてきました。人員不足の中、加藤さんらに多大な負荷がかかる状況を放置している経営陣のほうが問題です。

⑤加藤さんは副業について入社条件・前提として伝えて貴社から承認をもらっており、今更突然、副業を問題視するのはおかしいです。

⑥勤務時間中に業務と関係のない仕事をしたという指摘は当たりません。加藤さんは管理監督者であり、従前から労働時間や業務遂行について裁量を与えられてきました。

⑦会社の資産を職務以外に使用しているという指摘は当たりません。そもそも、会社の資産とは何を指しているのでしょうか。また、社内組合でありますから、会社施設の利用は社会常識としても認められますし、これまでの労使慣行でも認められていました。労使慣行を変えて会社施設の利用をやめてほしいということであれば、その申入れをすべきことで、いきなり懲戒にするのはおかしいです。

⑧勤務時間中に SNS 等の投稿をしたという指摘は当たりません。加藤さんは管理監督者であり、従前から労働時間や業務遂行について裁量を与えられてきました。

⑨長い時間が経過しているため、記憶があいまいな部分がありますが、加藤さんが島田製麺の島田氏を恫喝した記憶はありません。

ただし、加藤さんが島田氏に抗議するだけの理由は十分あります。島田氏は、加藤さんの解雇後から数時間で経営側の一員として、水谷さん、落合さんなど中核従業員の籠絡に動くなど、加藤の解雇前からケイセイ・フーズの経営陣と結託して準備していました。労使紛争の際に、中立を保たずに経営側と連携して労働組合を潰す動きをしていることを鑑みれば、私たちが島田氏に抗議をするのは当然です。

⑩佐野サービスエリア下り線の求人妨害した事実はありません。

⑪どの団体交渉を指しているのかわかりませんが、いずれも明らかに交渉は決裂しています。加藤さんへの退職勧告や約 1 億円の損害賠償予告をしながら交渉が決裂していないと考えるほうが不思議です。決裂という言葉の定義をどうお考えなのでしょう。

⑫「脅迫弁護士」という言葉は適切でなかったと感じ、すぐに消しました。他方で、米山弁護士は、井原さん・諏訪さん・水谷さん・加藤さんに対し、「私が退職しないかぎり、億単位の損害賠償請求の訴訟を提起いたします。」と断言しており、それによって私たちが米山弁護士から「脅迫をされている」と感じたことは事実です。

なお、SNS への投稿は、当組合の組合活動として行っており、加藤さん個人の活動ではありませんから、加藤さんを懲戒にするのはおかしいです。

⑬ネクセリア東日本は労使紛争・労使関係に密接に関係しており、当組合が申入れや情報提供を行うことは全く問題がありません。

## 第2の2について

会社から加藤さんに業務命令書（自宅待機命令等）が手渡されましたが、なぜ加藤さんが自宅待機をする必要があるのかについて具体的な説明がありませんでした。また、加藤さんが福田社長に対し、「なぜ自宅待機の必要があるのか」という趣旨の質問をしましたが、福田社長はうなるばかりで回答しませんでした。

以上のとおり、貴社の自宅待機命令は合理性がなく、業務命令権の濫用であり、無効と考えます。

以上